

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <スポーツチーム総合保険>

※「スポーツチーム総合保険」は、スポーツチーム総合保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、スポーツチーム総合保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	宿泊中	宿泊所に到着した時から退出するまでの間をいい、この間の外出中を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スポーツ	野球、ソフトボール、バレーボール、サッカーまたはゲートボールのうち、保険証券記載のスポーツをいいます。
	スポーツチームの管理下	スポーツチームの責任者の指揮下、監督下または指導下にある状態をいいます。ただし、スポーツチームの一部の方で行う練習または指導については、責任者が現場に立ち会うものでなければスポーツチームの管理下とはいいません。
	スポーツの競技場または練習場	スポーツの競技、練習または指導を行うのに十分な空間があり、かつ、排他的に利用できる場所をいいます。
	スポーツの競技、練習または指導	スポーツの競技場または練習場において行われる次のものをいい、これらに伴うスポーツチームの管理下における準備体操、ランニングおよび競技場または練習場もしくはこれらの附属施設における準備、後始末、更衣、休憩等の付随行為を含みます。 ①競技：スポーツの競技ルールに定められた競技方法によって行われるものをいいます。 ②練習：スポーツの競技を行うのに必要なチーム構成員の技術およびチームとしての連携動作の維持、向上等を目標に、スポーツの競技を行う際に使用される用具等を用いて繰り返し行われるものをいいます。※ ③指導：他人の行うスポーツの競技または練習に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。 ※ 練習として他のスポーツを取り入れた場合、他のスポーツを行っている間の事故は対象となりませんのでご注意ください（野球の練習の一環としてサッカーを取り入れた場合、サッカー中の事故は対象となりません）。
	スポーツチームの責任者	スポーツチームの部長、監督、コーチ、マネージャー、キャプテンおよびこれらに準ずる方で、そのスポーツチームを代表している方をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 (注) 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。	
傷害補償条項	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 (注) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます(継続的に吸入、吸取または摂取した結果発生する中毒症状は含みません)。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
臨時費用補償条項	現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

■スポーツチーム総合保険の補償内容

補償重複マークがある補償をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある補償をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
 補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 ※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. スポーツチーム総合保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、スポーツチームの構成員として保険証券に記載された方となります。また、賠償責任補償条項においては、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

条 項 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任補償条項 補償重複	法律上の損害賠償責任	日本国内において、スポーツチームの一員として、被保険者が次のいずれかの間に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技中、練習中または指導中 ②スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、被保険者の住所または職場と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中 ③スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、スポーツチームの責任者が指定する宿泊所に宿泊中 ④上記③の宿泊に伴い、被保険者の住所または職場とその宿泊所との間およびその宿泊所と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> <div style="margin: 0 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> <div style="margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">免責金額(*) (0円)</div> </div> <p style="font-size: small;">(被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額)</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金また</p>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の使用人（被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

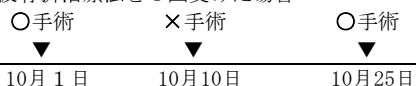
条 項 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合																													
			は共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。																														
見舞費用 補償条項 補償重複	見舞費用 保 険 金	日本国内において、被保険者がスポーツチームの一員としてスポーツチームの管理下におけるスポーツの競技中に、他人（同一スポーツチーム内の他の被保険者を含みません）の生命または身体を害した場合に、被保険者がその事故の被害者に対し、損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます）を引受保険会社の同意を得て支払ったことによって損害を被った場合	1回の事故につき被害者1名について下表の支払限度額を限度に損害の額をお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷害の区分</th> <th>項目</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</td> <td>50万円(※)</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合</td> <td>50万円 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入院</td> <td rowspan="4">生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。</td> <td>31日以上</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>15日以上 30日以内</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>8日以上 14日以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>7日以内</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通院</td> <td rowspan="4">生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。</td> <td>31日以上</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>15日以上 30日以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>8日以上 14日以内</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>7日以内</td> <td>5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 同一の事故の同一被害者に対して既にお支払いした後遺障害に係る見舞金がある場合、50万円からその額を差し引いた額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	傷害の区分	項目	支払限度額	死亡	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	50万円(※)	後遺障害	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	50万円 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)	入院	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	31日以上	20万円	15日以上 30日以内	10万円	8日以上 14日以内	5万円	7日以内	1万5千円	通院	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。	31日以上	6万円	15日以上 30日以内	3万円	8日以上 14日以内	1万5千円	7日以内	5千円	(1) 次のいずれかの事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (2) 同一スポーツチーム内の他の被保険者に支払った見舞金に対しては保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
傷害の区分	項目	支払限度額																															
死亡	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	50万円(※)																															
後遺障害	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	50万円 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)																															
入院	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	31日以上	20万円																														
		15日以上 30日以内	10万円																														
		8日以上 14日以内	5万円																														
		7日以内	1万5千円																														
通院	生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。	31日以上	6万円																														
		15日以上 30日以内	3万円																														
		8日以上 14日以内	1万5千円																														
		7日以内	5千円																														
傷害補償 条 項	被保険者の 傷 害 (ケガ)	日本国内において、被保険者がスポーツチームの一員として次のいずれかに該当する間に急激か	① 傷害死亡保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険																													

条 項 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>つ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合</p> <p>① スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技中、練習中または指導中</p> <p>② スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、被保険者の住所または職場と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中</p> <p>③ スポーツチームの管理下におけるスポーツの競技、練習または指導のため、スポーツチームの責任者が指定する宿泊所に宿泊中</p> <p>④ 上記③の宿泊に伴い、被保険者の住所または職場とその宿泊所との間およびその宿泊所と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中</p> <p>お支払いする傷害保険金は次のとおりです。</p> <p>① 傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合</p> <p>② 傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1</p> <p>③ 傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2 を超えて継続した場合</p> <p>④ 傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>⑤ 傷害通院保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定しします。</p> <p>※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>② 傷害後遺障害保険金</p> $\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>③ 傷害入院保険金</p> $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>④ 傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>a. 入院中に受けた手術</p> $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ <p>b. 上記a. 以外の手術</p> $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとしします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 <p>⑤ 傷害通院保険金</p> $\text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>※ 「通院保険金フランチャイズ特約」がセットされた場合、事故の発生の日から傷害通院保険金の免責期間の満了日までの通院についても、通院日数に含めて保険金をお支払いします。</p>	<p>金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

条 項 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
臨時費用 補償条項 補償重複	臨時費用 保 険 金	被保険者が傷害補償条項でお支払対象となるケガを被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または入院した場合に、被保険者またはその親族が費用を負担したことによって損害を被った場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 被保険者またはその親族が負担した 次の①から④までの費用の額 </div> <p>①交通費 ケガを被った被保険者の親族またはその代理人が、その被保険者の看護または事故処理を行うために現地に赴いたために要した交通費（親族またはその代理人の住所から現地までの電車、船舶、航空機等の1往復の運賃をいいます）をいい、2名分を限度とします。</p> <p>②宿泊費 上記①の親族またはその代理人が現地に滞在した場合およびケガを被った被保険者の看護または事故処理を行うために他の被保険者が現地に滞在した場合のホテル、旅館等の宿泊料をいい、それぞれ2名分を限度とします。</p> <p>③移送費 ア. 死亡した被保険者を現地からその被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費 イ. 治療を継続中の被保険者をその被保険者の住所へ移転するために特に要した被保険者の通常額を超える運賃およびこれにつき添った医師または看護師の護送費</p> <p>④諸雑費 被保険者またはケガを被った被保険者の親族またはその代理人が現地において支出した交通費、電話料等の通信費および被保険者の遺体処理費等をいいます。</p> <p>※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用を含みません）を、お支払いします。ただし、1回の事故につき、ケガを被った被保険者1名ごとに20万円を限度とします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 <p>（*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>（*2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	傷害補償条項の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。